

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について（2020.2.1 更新）

学校においては、望ましい学校環境を維持するため、また一人ひとりの生徒が健康な状態で教育を受けることができるように、感染症の流行を予防しています。

学校保健安全法で定められた感染症により、病院やご家庭で治療・休養を必要とする場合は出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。他の生徒へ感染させないため、また余病を防止するためにも、医師から登校許可が出るまで登校は控えてください。

**本校では学校感染症による出席停止の生徒が再登校する際に「証明書（登校許可・治癒）」の提出をお願いしています。本校ホームページよりダウンロードもしくは新入生の手引き巻末をコピーしてご利用ください。医療機関が発行する「証明書（登校許可・治癒）」でもかまいません。尚、「証明書」の発行の際にかかる文書料は各医療機関によって異なりますが、自己負担となります。あらかじめご了承ください。**

**インフルエンザに罹った場合は、「インフルエンザと診断された際の対応と手順について（2019年度）」PDFファイルをご確認の上、ご対応ください。**

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が決定されました。そのため、新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める第一種感染症とみなされます。新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、治癒するまで出席停止となります。

### 学校保健安全法による感染症の種類と出席停止期間の基準

第一種学校感染症	： 医師の判断において治癒するまで。
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者の医療に対する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう）、 <b>新型コロナウイルス感染症</b>	

第二種学校感染症	： 下記の期間を基準とする
インフルエンザ	<b>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。</b>
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	発疹に伴う熱が解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全て発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで

咽頭結膜熱（プール熱）	症状が消えた後2日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種学校感染症　：　病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u> ※	
※ <u>その他の感染症</u> （条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病）の例 溶連菌感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロ、ロタウイルス等による感染性胃腸炎）、ヘルパンギーナ、手足口病、マイコプラズマ感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅班（りんご病）など	